

金剛学園 南海トラフ地震防災規程

(目 的)

第1条 この規程は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、金剛学園（以下「本学園」という。）における津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組 織)

第2条 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織は別項に定める学校災害対策本部（以下「対策本部」という。）とする。なお、対策本部の編成及び任務は【別記】のとおりとする。

2 対策本部の長（以下「本部長」という。）は校長とし、対策本部における業務全般を総括する。

(訓 練)

第3条 本部長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとし、必要に応じて自衛消防訓練と併せた総合的な訓練とすることができる。また、消防署等、消防機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- 一 情報収集・伝達に関する訓練
- 二 津波からの避難に関する訓練
- 三 その他前各号を統合した総合防災訓練

(教 育)

第4条 本部長が教職員等に対して行う教育は次により、別項にある防災教育と併せて実施する。

- 一 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 二 地震及び津波に関する一般的な知識
- 三 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 四 南海トラフ地震が発生した場合に教職員等が果たすべき役割
- 五 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 六 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(広 報)

第5条 本部長が来校者等に対して事前に行う広報は次による。

- 一 南海トラフ地震が発生した場合に出火防止、来校者同士が協力して行う救助活動等、防災上とるべき行動に関する知識
- 二 正確な情報入手の方法
- 三 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 四 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 五 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

(教職員の責務)

第6条 南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した教職員は、直ちに本部長にその旨を報告するものとする。

- 2 地震が発生したときは、まず初期行動として児童・生徒の安全確保と消火を最優先すること。揺れが収まった後、避難誘導等、各自担当する業務に迅速かつ的確に対応すること。

(避難場所及び避難経路)

第7条 津波警報が発令された場合における本学園の避難場所は、校舎4階及び屋上（平面図【別図1】）とする。ただし、津波警報で予測した津波の高さを大きく上回る等、校舎4階及び屋上への避難では安全性が確保されない予想外の事態が生じると判断された場合、近隣の津波避難拠点施設を避難場所とすることができる。

- 2 避難場所までの避難経路は、付近見取図等（避難場所までの経路が判明する地図【別図2】）のとおりとする。ただし、当該避難経路が道路陥没、建物倒壊等で有効に避難できない状態にあるときは、別の避難経路を選定するものとする。

(その他不測の事態)

第8条 本学園は沿岸部に位置することから、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう児童・生徒ならびに来校者等に対し、伝達する方法を明示すること。

- 2 本部長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この防災規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、本部長は直ちに本学園教職員に必要な指示を与えるものとする。

- 3 各防災業務を担当する教職員は、この防災規程どおりに活動することが困難又は
適当でないと判断したときは、ただちに本部長にその状況を報告し、必要な指示
を受けるものとする。

学校災害対策本部 業務分担表

本部長：校長

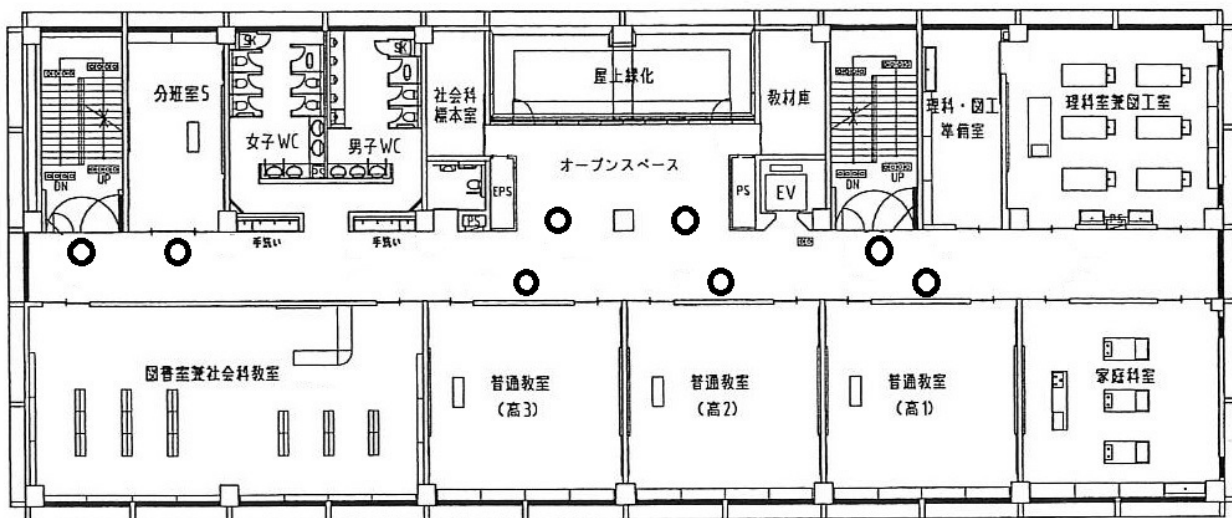


※安全点検担当による校内施設設備の安全確認チェック項目（計8項目）：

- 建物の傾斜 柱の座屈 窓ガラスの破損 壁の崩壊・亀裂（X字） 水道
- 教室・廊下の損傷 天井・蛍光灯・掲示物等の落下 運動場の地割れや亀裂

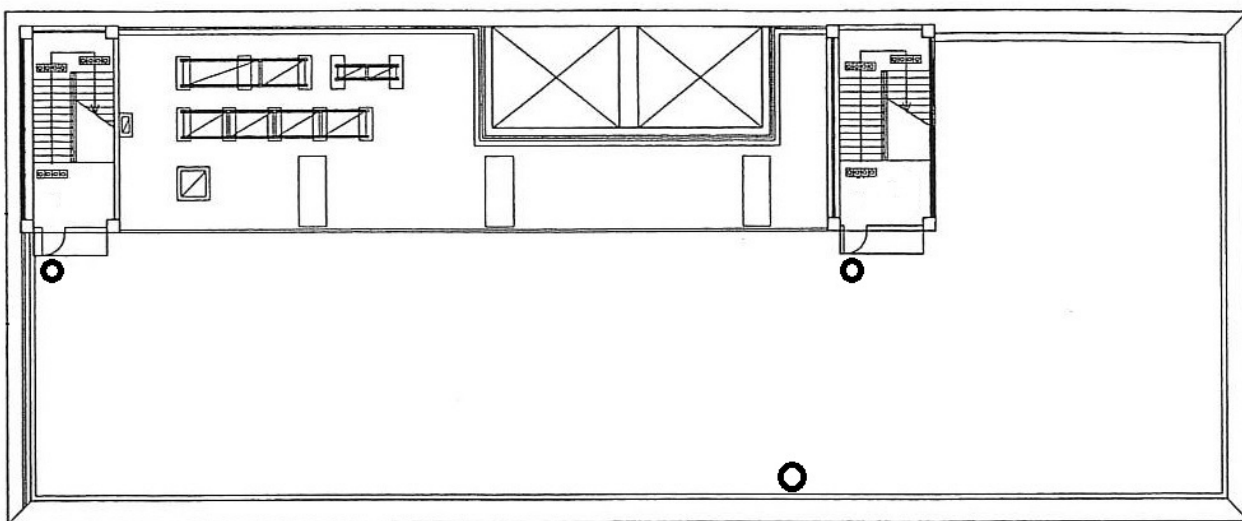
【別図1】避難場所 平面図

校舎 4階 平面図



○ … 避難誘導担当

校舎 屋上 平面図



○ … 避難誘導担当

【別図 2】 付近見取図 [避難経路図]



→ … 避難経路

本校舎以外の避難場所：

施設名称	所在地	避難収容人数
アジア太平洋トレードセンター (ATC)	住之江区南港北 2-1-10	10,320 人

※上記アジア太平洋トレードセンター (ATC) は大阪市より津波避難拠点施設として登録されている。

